

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年8月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)平和堂水保店
守山市水保町1263-3ほか
- 2 提出された意見の概要
守山市からの意見
 - (1) 守山市環境センターにおいて処分を予定されている品目については、次のように行うこと。
 - ア 事業所から排出される廃プラスチックについては、平成21年度から受入規制を行うため、産業廃棄物として処理されたい。
 - イ 紙類については、できる限り分別し、再生利用に努めること。
 - ウ 生ごみについては、食品リサイクル法に基づき、堆肥化など、再生利用に努めること。
 - (2) 平成19年度策定予定の景観計画の中で、レインボーロード（国道477号）については、沿岸景観形成軸として位置付ける予定としており、建築物や看板類の色使いについても配慮し、良好な沿道景観の形成に努めていただききたい。
 - (3) 交通渋滞が予想されることから、レインボーロード（国道477号）からの出入り口を最小限にするなど、渋滞対策を講じていただきたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階
南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
守山市環境経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5-22
 - (2) 縦覧期間 平成19年8月15日から平成19年9月15日まで